



反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC)

〒106-0032 東京都港区六本木 3-5-11

Tel: 03-3568-7709 Fax: 03-3586-7448

Email: imadrjc@imadr.org Website: www.imadr.org/japan

2008年6月12日(木)・UPR日本審査
報告書採択にあたっての審議記録(傍聴メモより・暫定版)

作成：IMADR 事務局

国連人権理事会の全体会議において2008年6月12日、5月に行なわれた普遍的定期審査(UPR)による日本審査報告書が採択されました。

採択前の審議においては、日本政府が、文書および口頭にて、UPR作業部会で提示された勧告に対する反応、およびその勧告の支持の可否に関する回答を表明しました。日本政府が文書にて表明した回答は、最終的なUPR報告書の一部となります。

以下、

- 1) 日本政府の立場表明：「フォローアップを受け入れた」勧告／その他の勧告へのコメント
 - 2) 関連の審議（理事会メンバー国政府／NGOの発言）
- について記載します。

1. 日本政府の立場表明

※ ()内は作業部会報告書で勧告が記載された段落番号です。

※ 口頭回答、ならびに文面で配布。

1) 「フォローアップすることを受け入れた」勧告

- ・ パリ原則に沿った国内人権機関を設置すること(60-2,3)
 - * ただし、口頭での発言においては、「2003年に人権擁護法案が廃案になり、現在法務省で検討中」とするのみで、具体的な設置の時期などについては一切明確にしてい
- ・ 女性に対する差別的な法規定をすべて廃止し、女性差別に対する措置を継続すること(60-7)
- ・ マイノリティ女性が直面する問題に取り組むこと(60-8)
- ・ 性的指向および性自認に基づく差別を撤廃するための措置を講じること(60-11)
- ・ 女性および子どもに対する暴力の減少に向けた対策の実施を継続すること(60-14)
- ・ 女性・子どもに重点をおきつつ人身売買と闘う努力を継続すること(60-15)
- ・ 子どもの早期帰還を確保するメカニズムを開発すること(60-16)
- ・ 子どもに対する体罰を禁止すること(60-17)
- ・ 難民認定手続を、拷問等禁止条約その他の人権条約に合致させ、必要に応じて移住者に法的支援を提供すること(60-20)
- ・ ミレニアム開発目標に向けて継続して援助金及び支援を提供すること(60-24)

- ・ インターネットにおける人権侵害の文脈での人権保護に関する知識・経験を他国と共有すること(60-25)
- ・ UPR のフォローアップにおいて市民社会を参画させること(60-26)

【なかで「検討する(consider)」とした勧告】

- ・ 以下の人権条約及び選択議定書の締結(60-1)
 - * 「自由権規約第2 選択議定書以外については検討する」という説明。つまり、以下については検討すると理解できる。
 - 女性差別禁止条約の選択議定書
 - 自由権規約の第1 選択議定書
 - 人種差別撤廃条約の個人通報制度の受諾
 - 拷問等禁止条約の選択議定書
 - 障害者権利条約
 - 移住労働者権利条約
 - 強制失踪防止条約
 - 子供の奪取に関するハーグ条約
- ・ 国連人権理事会の特別手続きに対する継続招待を出すこと(60-4)
 - * ただし、訪問の日程及び期間については、作業レベルで調整する。
- ・ 国際的視察団の入管収容施設訪問を受け入れることを検討すること(60-21)
 - * ただし、「国際的視察団」の定義をより明確にした上で。
- ・ 先住民族の権利に関する国連宣言の実施にむけて、日本の先住民族と政府間の対話を始めるために努めること、およびアイヌ民族の土地権、その他の権利を再吟味し、先住民族の権利宣言と合致させること(60-19)
 - * 「6月6日に国会がアイヌ民族に関する決議を全会一致で採択した。この決議を受けて、日本政府は官房長官談話を発表した。日本政府は同談話に基づき、政策・方針を計画する」と説明。

2) その他の勧告に関するコメント

* 以下の勧告については、「フォローアップすることを受け入れた」勧告の範疇に記載されていないので、「受け入れない」と理解することができる。

- ・ 第二時世界大戦における、日本軍「慰安婦」問題に関する国連人権機関（拷問禁止委員会、女性差別撤廃委員会、女性に対する暴力の特別報告者）の勧告に対し誠実に対応すること(60-5)
 - * 「アジア女性基金によって表されている、日本国民の（被害者への）同情(sympathy) に関して、国際社会における理解を促進し続けている。また、人権条約機関との対話

を継続している」と説明。

- あらゆる形態の差別／人種主義、差別および外国人嫌悪を定義し、禁止する法律の創設、差別を定義する規定を刑法に導入すること(60-6)
 - * 「憲法第 14 条で、差別の禁止および法の下での平等が定められている。この条文および関連する国内法律に基づき、いかなる形態の人種・民族差別もない社会の実現を迫り及してきた」と説明。
- 在日コリアンに対する差別の撤廃(60-9)
 - * 「日本の立場は UPR 作業部会の報告書にて記載されているとおり」と説明。
- 人種差別に関する特別報告者が求めたように、日本における史実の歪みに対する対策を至急実施すること(60-10)
 - * 「日本の立場は UPR 作業部会の報告書にて記載されているとおり」と説明。
- 死刑の廃止又は執行一時停止措置を実施或いは検討すること(60-12)
 - * 「日本の立場は UPR 作業部会の報告書にて記載されているとおり。日本は、死刑執行停止措置も死刑廃止も検討していない」と説明。
- 代用監獄制度、尋問および冤罪等に関する勧告(60-13)
 - * 「警察拘禁所では適正な待遇がなされている。代用監獄制度のもと適正な取扱いへの努力を続ける。取調べの録音・録画の義務化には慎重な検討が必要だが、適正な取調べへの努力を続ける」と説明。
- 日本がコリア等、他国で犯した軍性奴隷制およびその他、過去の人権侵害の解決に向けた具体的な措置を講じること(60-18)
 - * 「日本の立場は UPR 作業部会の報告書にて記載されているとおり」と説明。
- 難民申請を検討する独立機関を設置すること(60-22)
 - * 「各分野の専門家からなる難民審査カウンセラーが中立的な第三者として難民申請への二次的な審査を行い、カウンセラーの意見が十分に尊重されるように難民申請制度を運用している」と説明。
- 移住者に対する入管局ウェブサイトの匿名通報用ページを撤廃すること(60-23)
 - * 「人種・民族差別を扇動する意図はなく、また、この制度を運用する中でこのような差別を扇動しないよう注意を払っている。不法な移住に対する措置として必要である。この措置により入国管理局の任務を実施する上での貴重な情報を入手している」と説明。

2. 関連の審議

理事会メンバー国・オブザーバー国政府の発言

(5カ国：インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国)

- ・ フィリピンが移住者の権利保護に向けた努力を継続するように勧めた以外、インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピンの発言は、発展途上国への援助を含めて、日本の人権改善に向けた取り組みを奨励する発言であった。
- ・ 朝鮮民主主義人民共和国は、作業部会で提示した、1) 過去の人権侵害に関する解決策、2) 在日コリアンに対する差別の撤廃、3) 日本における史実の歪みに対する対策を至急実施すること、という勧告に対し、具体的かつ誠実な対応を求めた。また、アジア女性基金など、日本政府が提示した「慰安婦」問題に関する措置は、問題の解決につながるよりも解決を妨害するものであると主張し、人権条約機関の同問題に関する勧告を実施するよう求めた。

市民社会からの発言 (4 団体)

- ・ 反差別国際運動(IMADR)は、日本政府が、幾つかの勧告を受け入れたことを歓迎する反面、多くの勧告を受け入れず、従来立場を繰り返すにとどまったことに遺憾の意を表した。また、アイヌ民族を先住民族と認める国会決議と政府による談話を歓迎し、さらなる関連の取り組みを求めた。さらに、UPR のフォローアップ過程において、市民社会の参画を確保することを求めた。
- ・ 日本弁護士連合会(JFBA)は、日本政府が国内人権機関の設置に関する勧告などを受け入れたことを評価しながら、死刑および代用監獄制度の廃止を始め、いくつかの人権問題について日本政府がほとんど従来立場を変えないままに審査が終わったことを遺憾に思う旨を発言した。
- ・ World Organisation Against Torture/ アジア女性資料センター(AJWRC)は、日本軍「慰安婦」問題を取り上げ、日本の軍性奴隷制に関する全ての勧告を受け入れるよう要請した。
- ・ International Association of Democratic Lawyers/Interfaith International/Indian Council of South America (CISA)は、死刑の問題を取り上げた。日本政府には、死刑廃止の重要性について理解を得られるよう、国連総会の決議などで明記されているように、死刑の廃止が国際社会の潮流であることを国民に知らせる責任があると主張した。

以上

連絡先： 反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC) 事務局

〒106-0032 東京都港区六本木 3-5-11

Tel:(03)3568-7709 Fax:(03)3586-7448

Email: imadrjc@imadr.org URL: <http://www.imadr.org/japan/>
